
参加の手引き

在学中

保存版



北秋津小学校 P T A

目次

一般

この参加の手引きは、北秋津小学校PTAの活動に参加するにあたって、会員の皆様の理解と啓発を目的として発行しました。在学中は「保存版」として大切に保管して下さい。

参加の手引きには、①一般会員向け ②委員・本部向け の2種類があります。②については、その役職に就いた方に配布しています。

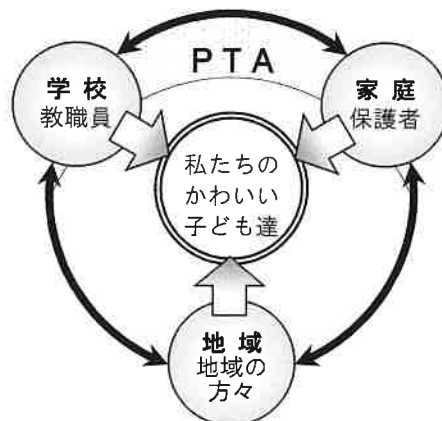
北秋津小学校PTA	1
PTAとは / 北秋津小学校PTA / 組織図 / 総会 / 運営委員会 / 本部役員 / 監査委員 / 学年委員会 / 広報委員会 / 選考委員会 / 教養委員会 / 校外安全委員会 / 校外育成委員会	
一日役員	5
一日役員の対象者 / 一日役員記入表の記入 校内活動（トイレ掃除 / ベルマーク集計） / 学校行事（運動会 / 音楽発表会） / 校外活動（納涼盆踊り大会 / 町内体育祭）	
役員・委員選出の原則	7
本部役員の選出 / 校外役員の選出 / 学年役員の選出 / 選出のスケジュール	
もしもの備え	9
総合補償制度 / 安全会制度 / 災害共済給付制度 / こんな時、どうしたらいい？	
通学班	11
通学班の編成 / 連絡員について / イカのおすし / 通学の心得	
かけこみ110番	14
かけこみ110番とは / 見つけよう！かけこみ110番 / もしもの時は？	
腕章、名札、看板等	15
腕章の着用 / 腕章着用強化月間 / 名札の着用 / 「パトロール中」の看板 / 防犯ステッカー	
埼玉県所沢市立北秋津小学校PTA会則	17
北秋津小学校PTA運営細則	20
北秋津小学校PTA慶弔規程	23
北秋津小学校PTA役員選出規程	25
北秋津小学校PTA校外編成に関する規程	33
北秋津小学校区子ども会育成会 会則	35
北秋津小学校区子ども会育成会 細則	37
北秋津小学校PTA個人情報保護規程	38

北秋津小学校 P T A

一般

P T Aとは…。

P T Aとは、“Parent Teacher Association”の略称で「保護者と教職員の会」と訳され、父母と教師が協力して、家庭、学校および社会における児童の幸せな成長を図ることを目的（会則第2条）としています。P T Aの会員は、北秋津小学校に在学する児童の父母（保護者）と勤務する教職員（会則第5条）です。教育を本旨とする民主団体として（会則第4条）、また公の支配に属さない社会教育関係団体として、学校の内外で様々な活動や取組みを行っています。



北秋津小学校 P T A

北秋津小学校 P T A の特色① 子ども会育成会と一体になって運営されている

北秋津小学校 P T A は、開校とほぼ同時期の昭和 51 年 7 月 24 日に設立されました。その後、平成 17 年 2 月 4 日に育成本部（子ども会・育成会）を組入れ、様々な変遷と歴史を経て、現在に至っています。

北秋津小学校 P T A の特色② 一日役員の活動というボランティア制度がある

平成 13 年度から「全保護者がみんなで 子どものために できる事を できる範囲でやって行こう」というスローガンで一日役員の活動が始まり、校外活動・校内活動・学校行事の 3 点で、年間を通じて様々な場面で保護者の方々にご協力いただいています。

北秋津小学校 P T A の特色③ 子ども達の安全・安心の取組みが充実している

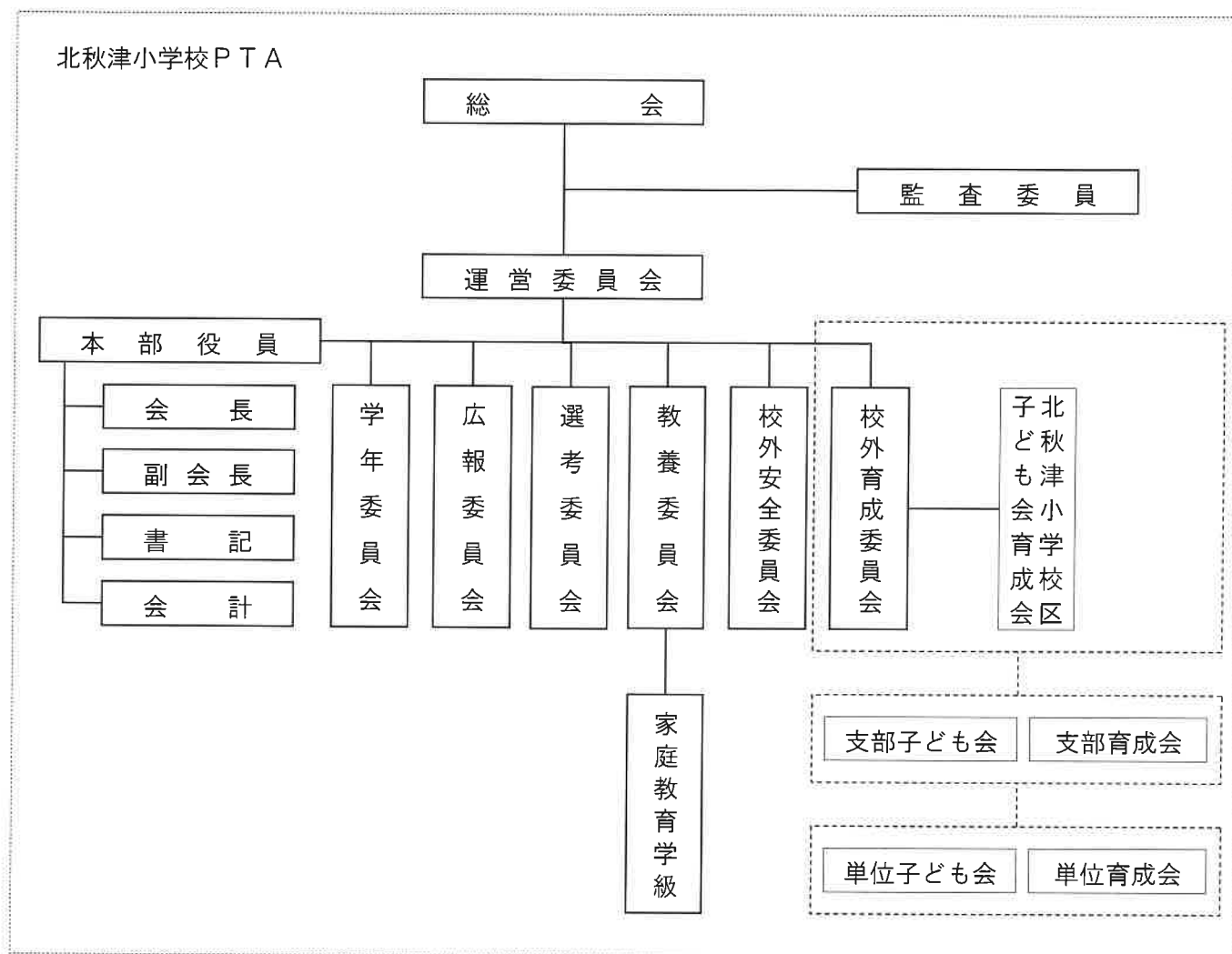
世間では子どもが被害に遭う事件・事故が後を絶ちません。北秋津小学校と P T A では地域の方々に防犯パトロールをお願いするとともに、① 連絡網の整備、② 腕章や名札の着用、③ かけこみ 110 番、④ 「防犯パトロール中」の看板設置や防犯ステッカーの配布など、子ども達の安全・安心を守る様々な取組みが充実しています。

その他運営委員会や本部役員があり、各学年から選ばれる学年委員や広報委員、選考委員、教養委員として活動したり、学区をいくつかの支部に分けて、通学班の連絡員から選ばれる校外安全委員や校外育成委員が校外活動に取り組んだりしています。

また、所沢市 P T A 連合会や所沢市子ども会育成会連絡協議会に加盟して他校と連携したり、地元の自治会や青少年スポーツ団体、各ボランティア団体と協力したりして、万一に備えながら、学校と家庭、地域の橋渡し役として、本校 P T A は運営されています。

詳しくは、それぞれのページをご覧ください。

組織図



総会

総会は、北秋津小学校 P T A の最高決議機関で、年度当初に開催される定期総会と臨時に開催される臨時総会があります（会則第 18 条）。委任状を含む会員の 5 分の 1 の出席で成立し、出席者の過半数で議決（議題が承認）されます。定期総会では、前年度の事業報告や会計・監査報告と、新年度の事業計画や予算案、役員承認などが議題となり、審議され議決されます。会則の改正は、出席者の 3 分の 2 の賛成が必要な特別決議です（会則第 26 条）。

運営委員会

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で（会則第 19 条）年に 3 回開催されます。運営委員会の構成メンバーは、本部役員（会長・副会長・書記・会計）、学年委員、広報委員会（正副委員長）、選考委員会（正副委員長）、教養委員会（正副委員長）、校外安全委員（支部長・副支部長）、校外育成委員会（正副委員長）です。運営細則や各種規程の制定や改正・廃止は、運営委員会で審議し議決され、次期の総会に報告されます（会則第 25 条）。

本部役員

本部役員は、規程に定められた方法で選出される会長・副会長・書記・会計で構成され、北秋津小学校PTAの運営にあたります（会則第10条～第13条、運営細則第3条～第7条）。具体的な活動は、定期総会の資料 事業計画(案)に記されていますが、本部役員は、入学式や卒業式の来賓となったり、南陵中学校PTA・南小学校PTA・荒幡小学校PTAとともに開催する四校連絡協議会のメンバーになったりして、会を代表する事があります。

会長は、会を代表していくつかの関連団体の役職を兼務しています（運営細則第4条2）。

監査委員

監査委員は、原則として本部会計の経験者と校外育成委員会の会計経験者3名で構成され、事業および経理の監査にあたります（会則第14条～第15条、運営細則第8条～第11条）。具体的には、決算後の会計監査と定期総会における事業監査報告、会計監査報告を行います。

学年役員

・・・各学年から選出

学年委員会

学年委員会は、各学年から学年委員が集まって、一年間を通じて学年の取りまとめをします。学年を代表して運営委員会に出席して意見を述べることができ、様々な活動に取り組んでいます。具体的な活動は、定期総会の資料 事業計画(案)に記されています。

広報委員会

広報委員会は、各学年から選出される広報委員が集まって、PTA活動についての広報活動を行います（運営細則第12条）。具体的な活動は、定期総会の資料 事業計画(案)に記されていますが、年に数回の『広報 きたあきつ』を企画・編集して、印刷・配布までを行います。

選考委員会

選考委員会は、各学年（6年生を除く）から選出される選考委員が集まって、役員選出を行います（役員選出規程第2章）。具体的な活動は、運営委員会で決定した所定の手続きを行い、所定の期日までに次期会長および本部役員の候補者を決めます。年度末までに次期学年役員を決めます。

教養委員会（北秋津小学校区家庭教育学級運営委員会）

教養委員会は、各学年から選出される教養委員が集まって、会員の教養を高める事業を企画・運営します（運営細則第12条）。これは所沢市教育委員会からの委託事業です。具体的な活動は、定期総会の資料 事業計画(案)に記されていますが、主に「子どもを健全に育てるために、地域や各家庭での教育はどのように進めたらよいか」をテーマに開講される年数回の家庭教育学級の企画・運営を行います。

校外役員 . . . 連絡員から選出

校外安全委員会

校外安全委員会は、各支部から選出される支部長・副支部長が集まって、学校・家庭・地域における児童の安全と健全育成に当たります（運営細則第12条）。具体的な活動は、定期総会の資料 事業計画(案)に記されていますが、児童の登下校における交通安全など校外において児童を守る様々な活動に取り組んでいます。

校外育成委員会（北秋津小学校区子ども会育成会）

校外育成委員会は、各支部から選出される育成委員が集まって、北秋津小学校区における子ども会活動の健全なる育成を図ることを目的として活動しています（北秋津小学校区子ども会育成会 会則 第2条）。具体的な活動は、定期総会の資料 事業計画(案)に記されていますが、所沢市子ども会育成会連絡協議会（所子連）の事業と連携し、わんぱく相撲大会や郷土かるた大会、インリーダー研修などの活動を行っています。

一日役員

一般

一日役員の対象者

一日役員を含むPTAの役員や係は、理想としてすべての家庭の保護者に、広く呼掛け少しずつ学校や地域に関わる機会を作っていくことにあります。従って、原則として一日役員の対象者はすべての保護者という事になります。

また、1家庭につき1枠の一日役員をお願いしています。

一日役員記入表の記入

- 年度当初（4月）の学級懇談会の時に、一日役員の記入表をクラスごとに配布します（学年ごとに用紙が異なり、また必要に応じて内容が変わる場合があります）。
- ご協力いただける活動に、必ず児童名でご記入下さい。学校行事の場合は兄弟の学年をご記入下さい。校外活動の場合は、併せて保護者名を記入して下さい。
- 原則として1児童につき1枠の記入をお願いします（免除対象者、他役員も含む）。
- 学級懇談会に欠席される場合は、お知り合いの方に記入を依頼するか、前もって担任の先生に連絡帳などを通じてお申し出下さい。

一日役員の活動内容は、状況の変化や依頼される内容により、変更される場合があります。

また、年度により実施時期や時間が異なることがあります。詳しくは、4月の学級懇談会前に配布されるご案内や、一日役員記入表に書かれている注意事項をご確認下さい。

校内活動

■ トイレ掃除

“子ども達が生活する学校環境を整えよう”と校内美化活動としてトイレ掃除を行っています。

1. 時 期……………各学年の懇談会の日 of 午前中
2. 時 間……………担当の方には学級委員よりお知らせします。
3. 場 所……………原則として各学年で使用しているトイレ
4. 必要人数……………各回4名～

■ ベルマーク集計

1. 時 期……………年数回
2. 時 間……………午前中
3. 場 所……………P T A室

学校行事

■ 運動会

1. 時 期……………例年9月下旬～10月中旬の土曜日、順延日

■ 音楽発表会

1. 時 期……………例年11～12月

校外活動

■ 納涼盆踊り大会

北秋津町内会納涼盆踊り大会は、町内会の伝統的、代表的な行事です。盆踊りや縁日、金魚すくいなどが、にぎやかに行われます。

1. 時 期……………町内会から指定された日
2. 時 間……………事前準備 13:00～ (13:00集合:北秋津集会所)
本 番 16:00～19:00 (15:00集合:北秋津小学校)

■ 町内体育祭

北秋津町内会と所沢コーポラス管理組合の共催、北秋津小学校P T Aを含む各種団体・サークルおよび北秋津小学校の協賛で開催される地域の運動会です。自由参加・当日参加の競技もあり、子ども達はもちろんのこと、家族連れ、ご近所同士で健康的な一日が楽しめます。

1. 時 期……………例年9月下旬～10月上旬の日曜日

役員・委員選出の原則

一般

北秋津小学校PTAの活動を進めるにあたって、様々な役職（役員・委員）を選出します。PTAにより、特色ある制度を用いているようですが、本校では、次の原則に従って役員を選出しています。

本部役員の選出

本部役員は、すべての役員・委員に先立ってすべての保護者の中から選出します（教職員から選出される本部役員は年度当初に確定します）。

任期は、定期総会で承認されてスタートしますが、引継ぎは適宜行うようにしています。

校外役員の選出

支部長・副支部長・育成委員の校外役員は、本部役員の選出が終わった後、本部役員に選出された方を除いて、各支部の連絡員の中から選出します（校外役員は運営細則に定められた役職です）。また、支部を構成するブロック（単位育成会）のブロック長やブロック会計を各ブロックの連絡員の中から選出します（ブロックの役職は、北秋津小学校PTA校外編成に関する規程に定められた役職で、他の役職と兼務できます）。連絡員は、原則的に前年度の副連絡員が就きます。

各支部から校外役員が出揃ったら、校外安全委員会と校外育成委員会の委員長・副委員長などを1月頃の支部連絡会で選出します。

任期は、正式には定期総会からとなりますが、実質的には、新年度に向けた準備段階から、順次スタートしています。

学年役員の選出

学年委員・広報委員・選考委員・教養委員の学年役員は、年度末までに次年度の学年役員を各学年から2名ずつ選出します（学年・広報・教養委員は次年度の2～6年生。選考委員は次年度の2～5年生）。1年生の学年役員は年度当初の学級懇談会で選出します。

定期総会までに委員長決めの集まりがあり、各委員会の委員長・副委員長などを選出します。

任期は、定期総会から次の定期総会まで、当該年度の1年間です。

選出のスケジュール

本部役員・校外役員・学年役員の選出スケジュールは、年度により日程が異なりますが、概ね次の表のようになります。

本部役員	10 月頃	次年度本部役員選出日程の確認	運営委員会
		立候補等の受け付け～締め切り	選考委員会
		候補者数の確定(抽選会の実施)	〃
		次年度本部役員候補者の確定	〃
校外役員		次年度本部役員候補者の報告	運営委員会
		次年度連絡員・副連絡員の選出	各支部、通学班
	1～2 月	次年度校外役員候補の選出	支部連絡会等
		校外安全・校外育成の委員長等の選出	〃
学年役員	2～3 月	学年役員の選出	選考委員会
	4 月中旬	学年・広報・選考・教養の委員長等の選出	
定期総会	5 月	本部役員・校外役員・学年役員の選任	定期総会

もしもの備え

一般

北秋津小学校PTAでは、安心してPTA活動に取り組んでいただけるよう、補償制度に加入しています。もしもの備え（損害保険）と緊急事態発生時の対応について、ここでは触れていきます。

総合補償制度（所沢市PTA連合会 総合補償制度）

PTA会費を集金する際、すべての会員より年間保険料110円を納めていただいています。これは、PTAの活動中におきた事故、けが等を補償（見舞金を給付）する所沢市PTA連合会の仕組みで、対象は保護者や児童、教職員だけでなく、その活動と一緒に参加する未就学児や、子ども達の安全・安心にご協力いただいている地域の「かけこみ110番」への被害も含まれます。適用範囲は、PTA活動に限られています（個人の事故や故意による破損などは除かれます）。

この補償制度を活用するには、「PTA活動である」という事が分かるように、行事の案内等が必要で、その発信者にPTA会長名が付されている必要があります。つまり、委員会や支部活動、学校で開催される行事案内など、様々な配布物にPTA会長名が記されているのは、PTA活動と位置付けて、補償の対象であることを示すためです（学校行事であっても補償範囲が不足する場合、共催等の形でPTA活動と位置付けるため、学校長・PTA会長の連名で案内文書が発信されます）。

万一事故等が起きてしまったら、速やかに事故の状況を、行事担当者経由でPTA本部役員の担当者までご連絡下さい。

安全会制度（全国子ども会安全会）

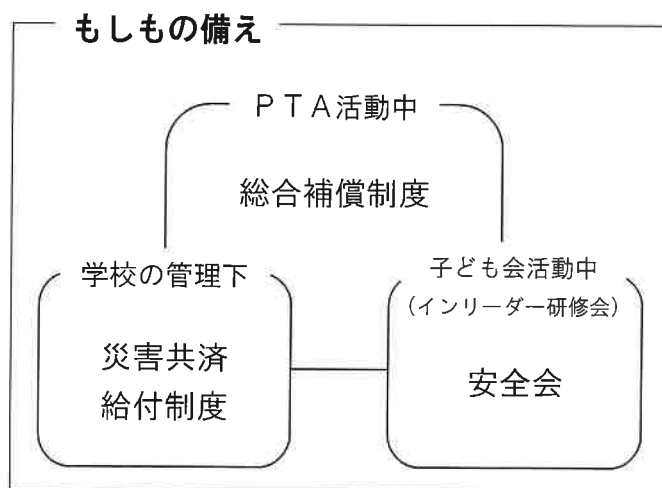
これは、事前に届け出た子ども会育成会活動の活動中におきた事故、けが等を補償（見舞金を給付）する全国子ども会連合会の仕組みで、任意加入です。インリーダー研修会に参加する児童の家庭に加入の案内をします。事前の説明会や研修のための移動中なども補償されます。

全国組織の制度ですので、転出先でも子ども会育成会に加盟していれば、継続して補償対象となります（転出前に異動の確認書類を用意する必要があります）。

災害共済給付制度

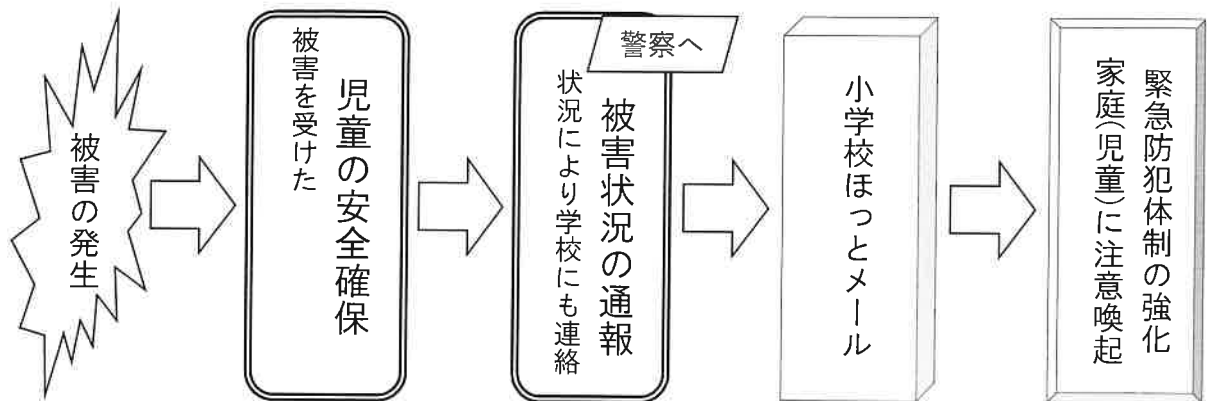
PTA活動や子ども会育成会活動とは直接関係ありませんが、学校の管理下でおきた事故、けが等を補償し、学校教育の円滑な実施に資するための制度が、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度です（この互助共済制度は、法律に基づいて運営されています）。

いずれの制度も万能ではありません。事故や怪我がないように、また補償漏れが発生しないようお互いに注意しましょう。



こんな時、どうしたらいい？（緊急事態発生時の対応）

不審者や事件に遭遇しないのが一番良いのですが、万一、遭遇した場合に、落ち着いて行動がとれるように、次のことを覚えておくようにしましょう。



まずは、何をおいても、被害を受けた児童の安全確保をします（各家庭やかけこみ１１０番）。子どもを保護して落ち着かせ、怪我の応急処置（１１９番通報）や安心させる事を心掛けます。

次に、警察（１１０番通報）や学校（夜間や休日は、ＰＴＡ会長・校外安全委員長等）に、被害状況を伝えます。基本的に「いつ、誰が、どこで、どんな加害者に、どうされ、どうなったか」を確認します。

被害状況や発生時間帯（経過した時間）により対応が異なる場合がありますが、小学校ほっとメールを発信（学校から文書を配布）して注意を促したり、地域の方々にパトロール強化を依頼したり、警察や防犯協会その他の機関と連携して、緊急防犯体制を強化します。

なお、パトロール中の腕章を着用して見回り等を行っていただくと防犯体制の強化につながります。不審者や事件を見かけたら警察に通報して下さい。

ケーススタディ：腕章を着けて、保護者も安全・安心

例えば、こんなシーンを思い浮かべて下さい。

子ども達の下校を前にした平日の昼下がり。突然、小学校ほっとメールで「不審者情報」が届きました。我が家はスクールゾーンや通学班の集合場所から十数メートル。友達と別れた子どもの帰宅路には、不審者が隠れる物陰がたくさんあります。普段なら、あと１５分程で子どもが「ただいま」と帰ってきます。我が子も不審者に狙われないか、気が気じゃありません。

こんな時、あなたならどうしますか？

そうです。是非、腕章を着けて友達と別れるところまで、お迎えに行くようにしましょう。確かに警察にも学校にも通報され、防犯パトロール隊の皆さんが町中を巡回してくれていますが、とても隅々まではいきませんし、保護者にとっても迎えに行くのは怖いかも知れません。その時、保護者と子どもの心強い味方になってくれるのが、みんなを着けている“腕章”です。こんな時に備えて、普段から腕章を着けるように心掛けましょう。

こうした不審者や事件に会わないように、日ごろから腕章着用等による、安全・安心の取組みで予防することと、もしもの時に備えるようにしましょう。ご理解、ご協力をお願いします。

交通安全上実施している集団登校(一斉下校)や地域でのPTA活動の基礎となるのが通学班です。

通学班の編成

通学班の編成基準は、校外編成に関する規程の第1条に定められています。

- ・ 新年度の班編成は、12～1月までの期間に支部内で調整することとします。
- ・ 通学班名簿と新1年生児童名簿を基にして、近隣の児童を組み合わせることとします。
- ・ 3世帯以上の児童10人以内で編成し、4年生以上の児童を含むこととします。
- ・ 4年生以上の児童が班長に就くこととします(年度途中で班長を交代することも可能)。
- ・ 次の場合は学校と相談することとします。
 - － 年度途中の異動(転入出・学区内の引越し)で班員に変更が生じた場合
 - － その他、近隣では班編成ができないなど、特別な事情がある場合
- ・ 登校時刻が7時50分～8時05分くらいになるように、集合時刻・出発時刻を決めます。

連絡員について

通学班の編成に関連して、連絡員は通学班を担当するだけでなく、PTAの校外活動を担う重要な役割です。特に近年は地域と連携して、子ども達の安全・安心に取り組んでいます。

■ 連絡員

- ・ 保護者で、1つの通学班につき各1名の連絡員と1名以上の副連絡員を置きます。
- ・ 副連絡員が次年度の連絡員となる当番制です。

■ 連絡員の仕事

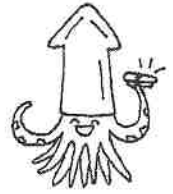
- ・ 担当する班の連絡網作成。
- ・ 校外行事(単位子ども会育成会の行事)の人数確認。
 - － 引率は、市P連総合補償制度や安全会の内容により、保護者・連絡員等で行って下さい。
- ・ 付き添い当番などの活動。
- ・ 副連絡員は、連絡員のサポートを担当します。

■ その他

- ・ 通学班を編成し、次年度の連絡員を選出します。
- ・ 連絡員の中から、支部長(兼、校外安全委員)・副支部長・校外育成委員などを選出します。これらのポストは、本部役員やクラス役員など兼務できない役職です。
- ・ 支部を構成するブロック(単位育成会)で、ブロック長などを選出します。これらのポストは、他の役職と兼務できる役職です。

イカのおすし

知らない人についていかないための5か条（警視庁が開発した指導法です）



イカ



知らない^し人^{ひと}に「おもしろいところ^いに行こうよ」

「一緒^{いっしょ}に行こう^い」などと誘^{さそ}われても

どこ^いにもついて行^いってはダメ！

の

「車^{くるま}で連れて行^つてあげ^いる」と言^いわれても、

わる^{わる}い誘^{さそ}いや車^{くるま}には絶対^{ぜったい}に乗^のってはダメ



お



こわ^{こわ}いな、嫌^{いや}だなと思^{おも}ったら、おお^{おお}きな声^{こえ}で

「助^{たす}けて～！」と言^いおう

す



こわ^{こわ}いなと思^{おも}ったら、人^{ひと}がいるほう^むに向^むかって

に逃^にげよう

し



こわ^{こわ}いこと、嫌^{いや}なことがあ^あったら、どんなことがあ^あったのか、

お父^{とう}さん・お母^{かあ}さん・先生^{せんせい}など話^{はな}しやすいまわり^{おとな}の大人^{おとな}に

し^しらせよう！

通学の心得

■ 登下校時の決まり

- ・ 班で決められた時刻までに集合場所に集まる（石投げや悪ふざけをせず、あいさつをする）。
- ・ 登下校は（先頭）班長、低学年、中学年、高学年、副班長の順に並んで歩く。
- ・ 両手に物を持つのは危険なので、ランドセルを使用し、片手をあけておくようにする。
- ・ ポケットに手を入れて歩かない。
- ・ 出発後は、忘れ物があっても取りにもどらない。
- ・ 通学路を必ず通り、寄り道をしない。
- ・ 班長・副班長の指示に従い、道路は、右端（路側帯）を一行で歩く。
- ・ 道路を横断する時は、横断歩道で右手を上げ、右・左・右の安全を確かめて横断する（車が止まってくれたら、お礼をしてわたる）。
- ・ 信号機が青になったら、安全を確かめてから横断する。
- ・ 7時50分～8時05分の間に登校する。

■ 班長の仕事と心構え

- ・ 集合の時
 - － 決められた集合場所・時間を守る。
 - － 忘れ物がないかどうか声をかける。
 - － 整列させて、人数を調べ、「出発」の号令をかける。
- ・ 登校中
 - － 班旗は開いて、車の運転手にわかるように持つ。
 - － 安全を確認し、危険な時は、「止まれ」の号令をかける。
 - － 路側帯のある道路では、必ず路側帯の内側を歩く。
 - － 小さい子の歩調に合わせて歩く。
 - － 横断する時は、一度止まって、安全を確かめる。
 - － 他の班をむやみに追いこさない。
 - － 一人で歩いている児童がいたら、一緒につれて登校する。
- ・ 解散する時
 - － 校門にきたら、人数を確かめ、「解散」の号令をかける。
 - － 欠席者の願いを受けた時は、忘れずにその担任の先生へ届ける。
 - － 班旗は輪ゴムなどでとめ、教室の箱の中にしまう。
 - － 1年生がいたら初登校日より4月末まで、1年生の下駄箱に連れて行く。
 - － 登校中に1年生が怪我した場合は、保健室に連れて行くか、または担任の先生に報告する。
- ・ その他の事で
 - － 班の事で困っている事は、校外安全担当の先生と校外安全委員に速やかに相談する。
 - － 班長が休みの時は、副班長に連絡する。
 - － 雨天の時も班旗は持つ。
 - － 班員が変わったら、校外安全担当の先生と校外安全委員に届ける。

かけこみ110番

一般

所沢市・市教育委員会・所沢警察署・所沢市PTA連合会では、かけこみ110番を整備しています。北秋津小学校PTAでは、主に校外安全委員会が中心となって呼び掛けてお願いしています。

かけこみ110番とは

かけこみ110番とは、子どもが不審者に声をかけられ身に危険を感じたときなどに避難できる場所として、また事件・事故の防止など広く防犯活動の啓発を目的として、学校とPTAを通じて地域の皆様にボランティアでご協力をいただいています。右の看板が掲示されているお店やお宅に、‘かけこみ110番’になっていただいています。

見つけよう！かけこみ110番

自宅と学校の間で登下校に使う道はもとより、子どもの行動範囲の‘かけこみ110番’看板掲示があるお店やお宅を、親子で確認しておくようにしましょう。仲良しの友達の家まで、習い事の場所まで、買い物に出かける範囲と、子どもの行動範囲は成長とともに広がります。学区の内外を問わず、1つでもたくさん見つけておくと安心です。

北秋津小学校PTAでは、100軒以上の地域の方々にご協力いただいて学区内とその周辺に‘かけこみ110番’を整備しています。設置場所を

『安全マップ』に記しましたので、ご確認下さい。

もしもの時は？

子どもが助けを求めてきた‘かけこみ110番’では、子どもを保護し、保護者・学校へ連絡をして（被害状況によっては、警察や救急に通報されます）、子どもを保護者もしくは学校に引き渡すことになっています。まずは、子どもの安全確保を第一に、あわてず、落ち着いて行動しましょう。学校とPTAでは、連絡いただいた内容をもとに不審者情報などケータイ連絡網で発信しています。

また、‘かけこみ110番（協力者）’が子どもを守るために被害を受けた場合は、「所沢市PTA連合会 総合補償制度」から、お見舞金が支給されます。

※ 校外安全委員会が設置場所地図と協力者一覧表を作成し、学校で管理保管しています。

※ 総合補償制度の保険代は、年度当初にPTA会費と一緒に集めています。



腕章、名札、看板等

一般

北秋津小学校PTAでは、校内での名札の着用、校外での腕章の着用や「パトロール中」の看板・防犯ステッカーなど、子ども達の安全・安心に取り組んでいます。

腕章の着用

- ・ ひと目で保護者・教職員と見分けが付き、防犯などの犯罪抑止に効果が期待できます。
- ・ 基本的に腕に巻いて下さい（その他、バッグに付ける）。
- ・ 来校する時、毎日のお買い物、児童の習い事の送り迎え、公園等での付き添い、地域行事に出掛ける際など、普段から腕章を着けるようにしましょう。
- ・ 運動会や校内音楽祭（学校行事）、納涼盆踊り大会や町内体育祭（校外活動）など、一日役員で活動する時は、腕章を着けるようにしましょう。

■ 注意事項

- ・ 腕章の追加購入ができます。学校もしくは本部（会計）までお問合せ下さい。
- ・ 腕章の裏面に名前をご記入下さい。まれに忘れ物として届く場合があります。
- ・ 卒業・転出などで不要になった腕章は、悪用されないためにも、PTAに寄付して下さい。校内一日役員の貸出用として活用します。

腕章着用強化月間

4月・8月・12月は、腕章着用強化月間です。新学期と夏休み、年末は腕章を着けて、より一層子ども達の安全・安心に取り組みましょう。

たとえば...



名札の着用

- ・ 不審者等の抑止効果・部外者との区別することと、保護者同士および先生方とのコミュニケーションの一助となることを目的として、名札の着用を、保護者全員にお願いしています。
- ・ 一家庭1つの名札をご夫婦で共用していただいて構いません。授業参観等にご夫婦で来校される際は、入り口または職員室に用意してあります“保護者”のプレートをご利用下さい。
- ・ 校内に入る際、名札を着けることを徹底していただけるようお願いいたします。なお、名札を忘れた場合は“保護者”のプレートを付けて下さい。

■ 使用上の注意

- ・ 姓のみひらがなで太く大きく、名前を書いて下さい。
- ・ 学級は、すべての子どものクラスを記入し、専門委員等の役職名は、該当するクラスの下に書いて下さい。
- ・ お配りする用紙2枚とも名前を記入し、名札が裏返っても名前が分かるように2枚を表裏にして入れて下さい。

学 級	姓
5-4	きた
3-4	
学級委員	
北秋津小学校	

■ 注意事項

- ・ 入学時（就学時説明会）や転入時に、愛校会から名札ケースを各家庭1つずつ贈られます。
- ・ 名札の追加購入ができます。学校もしくは本部（会計）までお問合せ下さい。
- ・ 名札のケースは卒業まで使用しますが、中の紙の色は毎年変えていきます。

「パトロール中」の看板

右のような「不審者警戒 パトロール中」や「防犯パトロール中」、「ちかん注意」等の看板を、校外安全委員会が地主の方々にご協力いただいて（公園の場合は市役所に申請して）、学区内30ヶ所以上に設置しています。

設置時期により内容が異なり、設置場所により支柱があるものや壁に括り付けるもの、貼ってあるもの等があります。



防犯ステッカー

右のように貼りつけられる「あんしんパトロール」のステッカーを校外安全委員会で作成し、各家庭に1枚ずつお配りしています。不審者等の犯罪抑止にご協力下さい。



埼玉県所沢市立北秋津小学校PTA会則

一般

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、埼玉県所沢市立北秋津小学校PTAと称し、事務所を埼玉県所沢市立北秋津小学校（埼玉県所沢市北秋津623）内に置く。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、父母と教師が協力して、家庭、学校および社会における児童の幸せな成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 学校と家庭の教育について理解を深め、その向上に努める。
2. 地域における児童の健全な生活を支援する。
3. 本会の目的を達成するために必要な教養を高めるとともに、会員相互の親睦を図る。
4. その他本会の目的達成のため必要と認める活動。

第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会または、本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、北秋津小学校に在学する児童の父母、またはこれに代わる者および同校に勤務する教職員をもって構成する。

第6条 会員は、本会の運営に必要な会費を納めるものとする。

第5章 経理

第7条 本会の活動に関する経費は、会費、寄付金およびその他の収入を持って充てる。

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 本部役員

第10条 本会を運営するために、本部役員として次の役員を置く。

- 会長 1～2名
- 副会長 3～4名（内1名は教職員）
- 会計 3名（内1名は教職員）
- 書記 3名（内1名は教職員）

第11条 役員の任期は1年とする。ただし、同じ役職において3年間までに限り、再任を妨げない。

第12条 役員は、北秋津小学校PTA役員選出規程の定めにより選出する。

第13条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計業務を担当する。
4. 書記は、本会の議事ならびに活動に関する重要事項の記録ならびに関係文書を整理・保管し、本会の書記を担当する。

第7章 監査委員

第14条 本会の事業および経理を監査するために監査委員を置く。

第15条 監査委員の任期およびその他必要事項は、別に定める。

第8章 役員候補者指名委員会 《削除》

第16条 《削除》

第17条 《削除》

第9章 組織および会議

第18条 本会の目的を達成するために、最高決議機関として総会を置く。

1. 総会は、全会員を構成員として組織する。
2. 定期総会は、年度当初に開催し、事業報告・会計報告・監査報告ならびに事業計画・予算案および役員承認等について審議・決定する。
3. 会長は、運営委員会が必要と認めたときおよび会員の5分の1以上の要求があったとき、臨時に総会を招集することができる。
4. 総会は、全会員の5分の1以上の出席によって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
5. 総会の議決は、出席者の過半数で決める。

第19条 総会に次ぐ議決機関として、運営委員会を置く。

1. 運営委員会は、会長をはじめとする本部役員、広報委員会・選考委員会・教養委員会・校外育成委員会の正副委員長、校外安全委員、学年委員をもって構成する。
2. 運営委員会の任務を次のとおりとする。
 - (1) 定期総会に提案する議案書を作成する。
 - (2) 運営各組織の連絡調整を図る。
 - (3) 緊急事項を審議し、決定する。
3. 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集し、開催する。

第20条 本会の目的を達成するために、執行機関として専門委員会を置き、組織内容は別に定める。

第21条 本会を運営するために、学年委員会、支部PTAを置き、組織内容は別に定める。

第22条 本会を運営するために、会長は総会、委員会、支部PTA等の会議を招集することができる。

第23条 校長は、各種会議に参加し、意見を述べ、助言することができる。

第10章 運営細則および規程

第24条 本会の運営に必要な事項は、運営細則・規程として、別に定める。

第25条 運営細則・規程の制定、改廃は、運営委員会で議決し、その内容は、次期の総会に報告するものとする。

第11章 会則改正

第26条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。
ただし、改正案は総会の開催の少なくとも2週間前に知らせておかななくてはならない。

第12章 附 則

- 第27条 この会則は、昭和51年7月24日から施行する。
2. 昭和53年5月6日、会則第28条の一部を改正し、同日より施行する。
 3. 昭和57年5月15日、会則第11条の一部を改正し、同日より施行する。
 4. 昭和58年5月28日、会則第28条の一部と第32条の一部を改正し、同日より施行する。
 5. 昭和61年4月26日、会則第6条の一部を改正し、同日より施行する。
 6. 平成5年5月1日、会則第6条の一部を改正し、同日より施行する。
 7. 平成8年4月20日、会則第14条1項の一部と第32条2項、3項、4項の一部、第28条の一部を改正し、第32条5項を加え、同日より施行する。
 8. 平成11年5月15日、時代の変化に対応するために全面的に改正し、同日より施行する。
 9. 平成13年4月27日、会則第10条の一部と第13条の一部を改正し、同日より施行する。
 10. 平成13年4月27日、指名委員会運営規定第4条の一部を改正し、同日より施行する。
 11. 平成15年5月2日、会則第1章第1条の一部と第9章第19条の一部を改正し、同日より施行する。
 12. 平成15年5月2日、指名委員会運営規定第5条の一部を改正し、同日より施行する。
 13. 平成16年5月7日、指名委員制度廃止に伴い全面的に改正し、同日より施行する。
 14. 平成17年2月4日、育成会を育成委員会とする組織変更に伴い一部を改正し、同日より施行する。
 15. 平成17年4月27日、会則第9章第19条の一部を改正し、同日より施行する。
 16. 平成18年4月24日、会則第9章第19条の一部を改正し、同日より施行する。
 17. 平成22年4月28日、会則第11条ならびに第12条の一部を改正し、同日より施行する。
 18. 平成30年5月7日、会則第6章第10条の一部を改正し、同日より施行する。
 19. 令和元年5月7日、会則第9章第19条の一部を改正し、同日より施行する。
 20. 令和5年5月10日、会則第9章第19条ならびに第21条の一部を改正し、同日より施行する。

北秋津小学校 P T A 運営細則

一般

この運営細則は、会則第 2 4 条の規定に基づき、本会の運営に必要な組織運営や基本的事項を定めるものである。

目 的

第 1 条 この運営細則は、会則第 2 5 条の規定に基づき、社会の変化に対応すべく、運営委員会において、制定・改廃できるものとする。ただし、制定・改廃があった場合はその内容を次期の総会に報告しなければならない。

経 理

第 2 条 経理に関する内容は、下記の規定により運営する。

1. 本会の会計年度は、会則第 9 条の規定に基づき、「毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日をもって終わる。」と規定されているが、会長が必要と認めた場合は、監査委員の承認を得て、総会の前日まで、予算を執行することができる。
2. 本会のその年度の決算は、監査委員の監査を経て、総会に報告して、承認を得るものとする。
3. 本会の会費は、社会の変化に伴う本会の経理状況に応じて、協議し、その金額を変更することができる。

本部役員

第 3 条 役員は、北秋津小学校 P T A 役員選出規程の定めにより選出する。

第 4 条 会長は、本会を代表し、各種会議を招集し、各種会議に出席して意見を述べ、指導助言を行うものとする。

2 会長は、本会を代表し、以下の各号に掲げる各関係団体の役職を兼務することとする。

- (1) 北秋津小学校愛校会 副会長
- (2) 所沢市 P T A 連合会 理事
- (3) 北秋津小学校区家庭教育学級 運営委員長
- (4) 北秋津小学校区子ども会育成会 副会長
- (5) 吾妻地区ふれあいスポーツフェスティバル 実行委員
- (6) ほうかごところ 運営委員
- (7) その他、本会を代表する対外的な職務・役職。

3 会長は、本部役員の承認を経て、前項に定める職務の一部を、他の会員に委任することができる。ただし、前項に定める北秋津小学校愛校会副会長の職務については、会長以外の本部役員は代表委員を兼務することから委任することはできない。

第 5 条 本会の会則第 1 3 条の規定に基づき、会長の職務代行者を副会長の中より互選により前もって決めておく。

第 6 条 会長に欠員が生じたときには、会長の職務代行者である副会長が昇格する。

第 7 条 会長以外の本部役員に欠員が生じたときには、別途定める本部補佐から補充する。役員の任期は、前任者の残任期間とする。

監査委員

第 8 条 本会の会則第 1 5 条の規定に基づき、3 名の監査委員を置く。

第 9 条 監査委員は、北秋津小学校 P T A 役員選出規程の定めにより選出する。

第10条 監査委員は、本会の事業および経理を監査し、その結果を総会に報告するものとする。

第11条 監査委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

組織および会議

第12条 本会の会則第20条の規定に基づき、学年委員会、広報委員会、選考委員会、教養委員会、校外安全委員会、校外育成委員会の各専門委員会を置き、本会の目的を達成するために総会の議決および運営委員会の議決に従って活動する。

2 各専門委員会の構成、役職および目的を次のように定める。

- (1) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員と教職員をもって構成し、委員の互選により委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）および必要な役職を置き、学年におけるPTA活動を行う。
- (2) 広報委員会は、各学年から選出された広報委員と教職員をもって構成し、委員の互選により委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）および必要な役職を置き、本会の活動についての広報活動を行う。
- (3) 選考委員会は、各学年（ただし6年生を除く）から選出された選考委員と教職員をもって構成し、委員の互選により委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）および必要な役職を置き、次期会長および本部役員の候補者を決めるための、選出活動を行う。
- (4) 教養委員会は、各学年から選出された教養委員と教職員をもって構成し、委員の互選により委員長（学級長）1名、副委員長（副学級長）2名（内1名は教職員）および必要な役職を置き、会員の教養を高める事業を企画し、運営する。
- (5) 校外安全委員会は、各支部長・副支部長と教職員をもって構成し、委員の互選により委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）および必要な役職を置き、学校・家庭・地域における児童の安全と健全育成にあたる。また、校外安全委員会のもとに、支部・本部・学校が一緒に話し合う機会を作り、様々な懸案事項を検討する場として、支部連絡会を置くことができる。
- (6) 校外育成委員会は、各支部より選出された育成委員と教職員をもって構成し、委員の互選により委員長1名、副委員長2名（内1名は教職員）および会計2名を置き、北秋津小学校区子ども会育成会 会則等を別に定めることにより、北秋津小学校区子ども会育成会の運営および活動を行う。

第13条 本会の会則第21条の規定に基づく支部PTAは、別に定める北秋津小学校PTA校外編成に関する規程の基準で、通学班およびブロック（単位子ども会育成会）とともに編成し、本会の会則第2条の目的を達成する活動を行う。

2 支部PTAは、当該支部のすべての会員で構成し、支部の会員の互選により支部長1名、副支部長1名以上を選出する。

3 支部PTAにおいて、支部の会員の互選により、育成委員については、育成委員必要人数を適宜確認し、連絡員から選出する方法をとる。

4 支部PTAの活動を円滑に行うため、通学班に連絡員1名を置き、連絡員を補佐する副連絡員を1名以上置くことができる。

第14条 本会に次の帳簿を備え、保管する。

1. 会則、会員名簿、役員名簿、会計簿、各種記録簿等。

2. 会則が改正された場合は、その内容を整理し、保管する。

附 則

第15条 この運営細則は、昭和51年7月24日から施行する。

2. 昭和53年1月21日、細則第6条を改正し、同日より施行する。
3. 平成4年4月14日、細則第2条を改正し、同日より施行する。
4. 平成5年3月18日、細則第2条第2項の一部を改正し、同日より施行する。
5. 平成8年3月14日、細則第2条第2項の一部と第5条第4項を削除し、同日より施行する。
6. 平成11年5月15日、時代の変化に対応するために全面的に改正し、同日より施行する。
7. 平成16年5月7日、指名委員制度廃止に伴い全面的に改正し、同日より施行する。
8. 平成17年2月4日、育成本部を育成委員会とする組織変更に伴い一部を改正し、同日より施行する。
9. 平成17年4月27日、細則第7条の一部を改正し、同日より施行する。
10. 平成18年4月24日、細則第12条の一部を改正し、同日より施行する。
11. 平成19年10月3日、細則第4条の一部を改正し、同日より施行する。
12. 平成20年10月1日、細則第12条の一部を改正し、同日より施行する。
13. 平成21年4月24日、細則第12条および第13条の一部を改正し、同日より施行する。
14. 平成22年3月9日、細則第3条、第4条、第7条、第9条、第12条の一部を改正し、同日より施行する。
15. 平成22年11月25日、細則第13条の一部を改正し、同日より施行する。
16. 平成27年3月4日、細則第13条および第15条の一部を改正し、同日より施行する。
17. 平成30年6月1日、細則第4条第2項の一部を改正し、同日より施行する。
18. 平成31年3月1日、細則第12条の一部を改正し、同日より施行する。
19. 令和3年5月12日、細則第4条の3項、第12条の3項および第13条の3項を一部改正し、同日より施行する。
20. 令和4年5月11日、細則第12条の3項を一部改正し、同日より施行する。
21. 令和5年5月10日、細則第12条の2項および3項を一部改正し、同日より施行する。
22. 令和6年2月15日、細則第12条を一部改正し、同日より施行する。

北秋津小学校 P T A 慶弔規程

一般

埼玉県所沢市立北秋津小学校 P T A（以下、「本会」という。）は、会則第 25 条に基づき、北秋津小学校の児童および会員に関係ある慶弔について、慶弔規程を次のとおり定める。

（適用範囲）

第 1 条 この規程の定める慶弔の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）北秋津小学校に在籍する児童。
- （2）本会の会員（保護者と教員・職員）。
- （3）本会の会員を除く北秋津小学校の職員。
- （4）活動時の地域ボランティアを含む学校関係者。

（児童の場合）

第 2 条 児童が死亡した場合、会長ならびに学年委員が代表して弔意を表す。

2 児童が病気またはけが等により 1 か月以上の療養を要した場合、見舞金を贈る。

（保護者の場合）

第 3 条 保護者が死亡した場合、会長ならびに学年委員が代表して弔意を表す。

（会員教員・職員の場合）

第 4 条 第 1 項 《削除》

2 教員・職員が死亡した場合、会長（ならびに学級担任の場合は学年委員）が代表して弔意を表す。

第 3 項 《削除》

4 教員・職員が結婚した場合もしくは教員・職員に子どもが産まれた場合、運営委員会で協議の上お祝い金を贈ることができる。

5 教員・職員の配偶者および子どもが死亡した場合、会長（ならびに学級担任の場合学年委員）が代表して弔意を表す。

（会員以外の職員の場合）

第 5 条 《削除》

（会長の退任）

第 6 条 本会の会長が退任する場合、感謝状または記念品を贈ることができる。

（学校関係者の場合）

第 7 条 第 1 条に定める学校関係者が児童に関わる活動をしている時に死亡した場合、会長が代表して弔意を表すことができる。

2 第 1 条に定める学校関係者が児童に関わる活動が原因で療養を要した場合、見舞金を贈ることができる。

（その他の場合）

第 8 条 この規程の定めに該当しない慶弔の必要が生じた場合、運営委員会で協議の上で決定する。

（雑 則）

第 9 条 会員がこの規程の第 2 条から第 4 条および第 6 条に該当した場合、一切返礼しないこと。

2 本会の会計は、この規程を適用する場合、支出を運営費に計上し、運営委員会に報告しなければならない。また、この規程を適用する場合における記念品や見舞金等の原則を別表に示す。

(本規程の改廃)

第10条 別表を含むこの規程の改廃は、会則第25条によるものとする。

附 則

第1条 この規程は、昭和62年4月1日より施行する。

2. この規程の第1条の一部を改正し、平成5年2月22日より施行する。

3. この規程の第3、4、6条の一部を改正し、平成16年5月7日より施行する。

4. この規程の第9条の一部を改正し、平成18年4月24日より施行する。

5. 時代の変化に対応するためこの規程を全面的に改正し、平成21年11月26日より施行する。

6. この規程の第4条の一部および第5条および別表の一部を改正し、平成30年6月1日より施行する。

7. この規程の第4条の一部および別表の一部を改正し、平成31年3月1日より施行する。

8. この規程の第4条第3項を廃止し、令和3年5月12日より施行する。

9. この規程の第2、3、4条の一部を改正し、令和5年5月10日より施行する。

別表

慶弔等に関する一覧表

対 象	規定条項	種 類	金 額 等
児童の死亡	第2条第1項	香典	10,000円
児童の長期欠席	第2条第2項	見舞金	3,000円
保護者の死亡	第3条	香典	5,000円
会員教員・職員の死亡	第4条第2項	香典	5,000円
会員教員・職員の慶事	第4条第4項	御祝金	3,000円
会員教員・職員の配偶者および子どもの死亡	第4条第5項	香典	3,000円
会長の退任	第6条	感謝状・記念品	3,000円
学校関係者の死亡	第7条第1項	香典	3,000円
学校関係者の療養	第7条第2項	見舞金	2,000円

北秋津小学校PTA 役員選出規程

一般

北秋津小学校PTA（以下、「本会」という。）は、会則に基づき、保護者会員より選出される本部役員の選出方法等について、役員選出規程（以下、「本規程」という。）を次のとおり定める。

第1章 総 則

（役員選出の方針）

第1条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、会則に定める目的や方針を堅持し、特に次の各号に掲げる点に留意しながら、役員の選出を行うこととする。

- （1） 個々の会員の自発的な意思を尊重すること。
- （2） 選出方法の決定と執行を分離し、公正で開かれた選出によること。
- （3） 一人でも多くの保護者が関われる仕組みを作り、本会への参画の機会均等を保障すること。

（適用範囲）

第2条 本規程が適用される選出役員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 会長
- （2） 保護者から選出される会長を除く本部役員
（以下、特段の断りがない限り本規程において「本部役員」と略す。）
- （3） 第3条に定める本部補佐
- （4） 第4条に定める相談役

2 《削除》

（本部補佐）

第3条 本規程において本会の本部補佐を、次の各号に掲げるとおり定める。

- （1） 本部補佐は、役員選出の手続きにおいて、本部役員に選出されなかった候補者を以って構成すること。
- （2） 本部補佐は、本部役員の任期中に欠員が生じた場合、補充する候補者となる。任期は、前任者の残任期間とする。
- （3） 別表1ならびに前号の定めにより、本部補佐が原則として兼務できない役職があり、それらの役職が本部補佐に優先すること。
- （4） 本部補佐の任期は1年とし、本部役員付のボランティア委員（一日役員）と位置付け、必要に応じて当該年度内において、会長および本部役員と協議の上、職務内容を定めること。

2 前項第(2)号に定める補充する候補者より選出する方法は、原則として、本規程の定めを準用して選出することとする。ただし、残任期間が1ヶ月未満の場合は、この限りではない。また、補充する本部補佐がいない場合、北秋津小学校PTA運営細則第7条にかかわらず、補充する本部役員を運営委員会において審議し選出することとする。

（相談役）

第4条 本規程において本会の相談役を、次の各号に掲げるとおり定める。

- （1） 相談役は、現職の会長もしくは本部役員の相談を受け、活動を支援するために置くこととする。
- （2） 相談役は、別表2に掲げる免除期間にある会長もしくは本部役員を経験した会員を対象とし

て、本人の同意を経て、会長が委嘱できることとする。この場合、会長は運営委員会に報告することとする。

(3) 相談役の任期は1年とし、対象の範囲内で再任を妨げない。

(4) 次の各番号に掲げる関連団体等の役職は、本会の会員が就いている場合、相談役に準ずるものとして取り扱うこととする。

① 所沢市立北秋津小学校愛校会 四役（会長、副会長、会計、書記）

② 北秋津小学校区子ども会育成会 会長

（役員の選任）

第5条 本会は、本規程により選出された役員を、会則第18条第2項の定めにより、次期の定期総会において承認し、選任することとする。

第2章 選出執行機関

（選考委員会）

第6条 本会は、本規程の適用範囲における役員選出の執行機関として、次に掲げる対象者から、会長を含む本部役員を選出する、選考委員会を設置することとする。

① 学年役員として選出された選考委員

② 再任しない現職本部役員

③ 就任することを希望する第4条に定める相談役。

④ 教員から選出された本部役員（うち1名を副委員長とする）。

2 《削除》

3 選考委員会は委員長が招集する。選考委員会の委員長もしくは副委員長は、運営委員会に出席して、役員選出の執行状況ならびにその結果について報告しなければならない。

4 選考委員会の委員は、選出される役員の候補者になることができない。ただし、立候補を希望する場合は、選考委員を辞退しなければならない。

5 《削除》

第3章 選出方法

状況に応じて柔軟な役員選出が執れるよう、予め選出方法の基本的な事項を以下に定める。

（現職の再任）

第7条 役員選出において、現職の会長および本部役員は、次期も継続して就任できる場合、再任の希望を申し出て選出される候補者（以下、「候補者」という。）となることができる。ただし、本部役員の再任した後の役職まで制限するものではない。

2 現職の再任において、本部役員が会長に、もしくは会長が本部役員に再任を希望する場合は、第8条に定める立候補と同様の扱いとする。

（立候補）

第8条 役員選出において、会員は本人の自発的な意思により、選考委員会に立候補の希望を申し出て候補者となることができる。

(推 薦)

第9条 役員選出において、会員は会長もしくは本部役員に最も適任と思われる会員を被推薦者として記名して、選考委員会に申し出て推薦することができる。推薦された会員に、選考委員会が意思を確認して了解が得られた場合のみ候補者となり、推薦する会員は、その理由を申し出る機会を得ることができる。また、相互に推薦しあうことは、これを妨げない。

(抽選・くじ引き)

第10条 役員選出において、第7条から第9条に定める方法を以ってしても、候補者が役員の定数を満たさない場合、抽選（くじ引き）により候補者を選出することができる。抽選の手続きに関しては選考委員会が決めることができる。

(選出上の免除)

第11条 別表2に掲げる会員は、所定の範囲および期間、抽選の対象から除外され、選出を免除されるものとする。

2 会則第10条に定める書記は、前項に定める免除対象の本部役員等の経験者とその着任期間を記した書類（免除台帳）を整備し、記録・保管しなければならない。

第4章 選出手続き

役員選出の手続きのうち、基本的な事項を以下に定める。

(事前準備)

第12条 《削除》

2 《削除》

(候補者の確定)

第13条 選考委員会は、運営委員会が決定した所定の手続きを執行し、所定の期日までに、会長および本部役員の候補者を確定し、適宜すべての会員に文書で公表しなければならない。なお、推薦者は各候補者に対して人数のみを掲載し、氏名は公表しない。

(会長の選出)

第14条 選考委員会は、次の各号に掲げる定めにより、候補者から会長を選出する。

- (1) 定数に対し過不足なく会長の候補者を確定した場合、その候補者を会長に選出する。
- (2) 定数に対し不足して会長の候補者を確定した場合、第10条に定める抽選などにより候補者を選出し、それらの候補者から会長を選出する。
- (3) 定数を越える会長の候補者を確定した場合、選考会議により、候補者から会長を選出する。

(会長の抽選)

第15条 《削除》

(本部役員の選出)

第16条 選考委員会は、次の各号に掲げる定めにより、候補者から本部役員を選出し、それぞれの役職を選考会議において協議し決定する。

- (1) 定数に対し過不足なく本部役員の候補者を確定した場合、その候補者を全員本部役員に選出する。
- (2) 定数に対し不足して本部役員の候補者を確定した場合、第10条に定める抽選などにより候補者を加え、それらの候補者から本部役員を選出する。

- (3) 定数を越える本部役員の候補者を確定した場合、選考会議により、候補者から本部役員を選出する。

(本部役員の抽選)

第17条 《削除》

2 《削除》

(選考会議)

第18条 選考委員会は、会長および本部役員の候補者が定数を越える場合、および本部役員の役職を決定する場合、役員選出のための会議（選考会議）を開催しなければならない。

2 会長選出のための選考会議は、会長候補者および選考委員会の委員が出席し、話し合いまたは互選により、1～2名の候補者を決める。

3 本部役員選出のための選考会議は、本部役員候補者および選考委員会の委員が出席し、話し合いまたは互選により、各役職（副会長・会計・書記）と本部補佐を決める。候補者は希望する役職を、選考会議で申し出ることができる。

4 選考会議に出席できない候補者は、委任状を選考委員会に提出することとする。

(選出上の特例)

第19条 前条に定める選考会議において、選出上の特例として、次の各号に掲げる事項を適用することができる。

(1) 抽選による候補者より立候補・推薦による候補者を、また、立候補・推薦による候補者より再任による候補者を、それぞれ優先すること。

(2) 複数の会長立候補者があり、選出から漏れた候補者を、定数の範囲で副会長に選出すること。ただし、本部役員選出のための選考会議の決定を優先すること。

(3) 前年度の選考会議において、立候補したにもかかわらず選出から漏れた当該年度の候補者を再任による候補者と同等に優先すること。

(4) 第12条(4)号に定める必要な事項のうち、選出上の特例と認められる事項。

(5) 選考委員会は会長および本部役員候補者の定数を満たさなければならない。

(選出役員の公表)

第20条 選考委員会は、候補者から選出した会長および本部役員を運営委員会に報告し、また、すべての会員に文書で公表する。

第5章 雑 則

(参考資料)

第21条 本規程において、役員選出上の参考とする資料を別表5-1および5-2に記す。

(本規程の改廃)

第22条 本規程の改正および廃止は、会則第25条の定めによる。

附 則

- 第1条 本規程は、平成20年10月1日に成立し、次期の役員選出より効力を発する。
2. 本規程の附則第3条を追加し、平成21年7月7日より施行する。
3. 平成22年3月9日、本規程の第21条、別表1、2、5-1、5-2の一部を改正し、別表5-3を廃止して、同日より施行する。
4. 平成22年11月25日、支部再編成に伴い本規程の第15条を改正し、別表4を廃止して、平成23年4月1日より施行する。
5. 平成23年1月27日、本規程の第6条第1項の一部を改正し、同日より施行する。
6. 平成25年3月7日、本規程の第17条の一部を改正し、同日より施行する。
7. 平成27年3月4日、本規程の第17条および別表5-2の一部を改正し、同日より施行する。
8. 平成29年11月30日、本規程第6条の一部を改正し、同日より施行する。
9. 平成30年5月7日、本規程第18条第2項の一部および別表5-1の一部を改正し、同日より施行する。
10. 平成31年3月1日、本規程第2条の一部、第6条の一部、第10条の一部、第12条、第14条より第20条の一部および附則第3条を改正し、同日より施行する。
- 11・令和3年5月12日、本規程第21条、別表1、2、5-1、5-2の一部を改正し、同日より施行する。
12. 令和5年5月10日、本規程第2章第6条、第4章の一部を改正し、同日より施行する。

(経過措置)

第2条 《削除》

2 《削除》

(副会長の定数)

第3条 《削除》

別表 1

選出する順番と兼務できない役職

	対象役職	兼務できない役職
1	会長	連絡員と副連絡員を除き、左に示す役職の間で兼務する事はできない。
2	本部役員	
	監査委員(前年度本部会計より1名、育成会計2名)	
3	連絡員・副連絡員	
4	支部長・副支部長・育成委員 校外安全委員長・副委員長・ 校外育成委員長・副委員長	
5	学年役員(学年委員、広報委員、選考委員、教養委員) 学年委員長・副委員長・広報委員長・副委員長・ 選考委員長・副委員長・教養委員長・副委員長	本部役員に選出されなかった候補者が、他の役職と兼務にならない場合に選任される。 免除期間にある会長・本部役員等の経験者から委嘱される。 学校長の推薦によるので、特に規定しない。
6	愛校会本部役員	
	本部補佐	
	相談役	
	所沢市青少年育成推進員	

別表 2

免除の対象者と範囲・期間等

免除対象者	免除範囲	免除期間等
次のケースに該当する世帯の父母		
- 会長に1年間以上就任した場合 - 本部役員(副会長、書記、会計)に2年以上就任した場合 - 愛校会本部役員を1期(2年間)就任した場合	本会の会長・本部役員・ 学年委員・広報委員・ 選考委員・教養委員・ 校外育成委員・校外安全	入学前の児童を含む、任期終了後すべての期間
本部役員(副会長、書記、会計)に1年間就任した場合	委員(正副支部長)の各役員を選出する抽選	入学前の児童を含む任期終了後4年間
- 来年4月以降に未就園児のいる世帯 - 介護を要する家族がいる場合 - 診断書を出せる程度の病気の場合 - その他 ① 翌年4月までに学区外へ転出が決まっている場合 ② 選出手続きに着手した後に転入した場合 ③ 一人親世帯の場合 ④ 次期愛校会本部役員内定者のいる場合 ⑤ 次期PTA本部役員内定者のいる場合	第11条に定める会長・本部役員の候補者を選出する抽選	抽選の実施時に申し出た場合

※ 本部役員等の経験者の免除対象者は、免除台帳に記載された会員による

別表 5-1 保護者（PTA会員）から選出される役員の構成

役職名		必要人数	任期
本部	会 長	1～2名	1年 ただし、同じ役職において 3年間までに限り、再任を 妨げない。
	副会長	2～3名	
	書 記	2名	
	会 計	2名	
	本部補佐	各年度の状況により変動	1年
	相談役	各年度の状況により変動	1年 ただし、再任を妨げない。
監査	監査委員	3名	1年
学年	学年委員	各学年2名	1年
	広報委員	各学年2名	
	選考委員	各学年2名	
	教養委員	各学年2名	
支部	支部長 校外安全委員	連絡員の中から、各支部に1名	1年
	副支部長 校外安全委員	連絡員の中から、各支部に1名以上	
	育成委員	適宜必要人数を連絡員の中から選出する	
	連絡員	各登校班の中で1名	
愛校会本部役員		4～6名	2年（毎年半数改選）

※特別支援学級からは代表者のみの選出とする。

別表 5-2

役員選出方法

役員名	選出方法													
会長・本部役員・ 本部補佐・相談役	● 本規程に定めるとおり。													
監査委員	● 育成委員の会計を任期満了した2名、本部会計を任期満了した1名を原則として選出。													
学年委員	● 前年度末までに各学年2名ずつ選出。 ※配慮が必要な場合は、各クラスにて賛同を得ることとする。													
広報委員														
選考委員														
教養委員														
学年・広報・選考・教養の 各委員会の正副委員長等	● 4月の学級懇談会から定期総会までの期間に、各委員会のすべての委員が集まり、それぞれ次の役職・定数に沿って互選で選出する。 <table><tr><td>委員長・副委員長</td><td>学年・広報・選考・教養</td><td>各1名</td></tr><tr><td>書記</td><td>教養</td><td>2名</td></tr><tr><td rowspan="2">会計</td><td>広報</td><td>1名</td></tr><tr><td>教養</td><td>2名</td></tr></table>			委員長・副委員長	学年・広報・選考・教養	各1名	書記	教養	2名	会計	広報	1名	教養	2名
委員長・副委員長	学年・広報・選考・教養	各1名												
書記	教養	2名												
会計	広報	1名												
	教養	2名												
連絡員	● 各支部の登校班より各1名、前年度1月までに選出。 ● 選出方法は各支部の選出方法による。													
支部長	● 各支部、前年度のうちに連絡員の中から1名選出。 ● 選出方法は各支部の選出方法による。													
副支部長	● 各支部、前年度のうちに連絡員の中から1名以上選出。 ● 選出方法は各支部の選出方法による。													
育成委員	● 各支部、前年度のうちに連絡員の中から別表5－1に基づき必要人数を選出。 ● 選出方法は各支部の選出方法による。													
校外安全・校外育成の 各委員会の正副委員長等	● 1月頃の支部連絡会において、両委員会のすべての委員が集まり、それぞれ次の役職・定数に沿って互選で選出する。 <table><tr><td>委員長・副委員長</td><td>校外安全・校外育成</td><td>各1名</td></tr><tr><td>書記</td><td>校外安全</td><td>2名</td></tr><tr><td rowspan="2">会計</td><td>校外安全</td><td>1名</td></tr><tr><td>校外育成</td><td>2名</td></tr></table> ● その他、各委員会で必要な役職を置き、選出することができる。			委員長・副委員長	校外安全・校外育成	各1名	書記	校外安全	2名	会計	校外安全	1名	校外育成	2名
委員長・副委員長	校外安全・校外育成	各1名												
書記	校外安全	2名												
会計	校外安全	1名												
	校外育成	2名												
愛校会本部役員	● 公募にて選出する。													

北秋津小学校 P T A 校外編成に関する規程

一般

北秋津小学校 P T A（以下、「本会」という。）は、会則第 24 条に基づき、校外の通学班・単位育成会等の編成に関する事項について、校外編成に関する規程（以下、「本規程」という。）を次のとおり定める。

（通学班の編成基準）

第 1 条 本会は、校外編成の基本的な単位として、以下の基準に基づき通学班を編成する。

- （1）次年度の班編成は、概ね 12 月から 1 月までの期間に支部内で調整することとする。
- （2）通学班名簿と新 1 年生児童名簿を基にして、近隣の児童を組み合わせることとする。
- （3）3 世帯以上の児童 10 人以内で編成し、4 年生以上の児童を含むこととする。
- （4）4 年生以上の児童が班長に就くこととする（年度途中で班長を交代することも可能）。
- （5）次の場合は学校と相談することとする。
 - ① 年度途中の異動（転入出・学区内の引越し）で班員に変更が生じた場合
 - ② その他、近隣では班編成ができないなど、特別な事情がある場合

（連絡員と副連絡員）

第 2 条 本会は、第 1 条に基づき編成する通学班に連絡員 1 名を置き、連絡員を補佐する副連絡員を 1 名以上置くことができる。なお、複数名の副連絡員を置く場合の基準は、以下の通りとする。

- （1）通学班を編成した時点で、連絡員の転出・異動がはっきりしている場合。
- （2）通学班の児童数が 9 名以上の場合。
- （3）その他の事情により、副連絡員を複数名おく必要がある場合。

（ブロックの編成基準）

第 3 条 本会は、地元自治会との連携や単位子ども会育成会の活動単位として、以下の基準に基づきブロック（以下、「単位育成会」という。）を編成する。

- （1）通学班の数は、3 班以上 10 班以内とする。
- （2）児童数は、18 名以上 65 人以内とする。
- （3）家庭数は、50 世帯を超えないものとする。
- （4）（1）～（3）の基準は目安として、児童の安全を優先し、ブロックの編成を行うこととする。

基準を満たさなくなった時にブロックの再編成を行うか否かについては、支部に一任する。再編成を行う場合には、第 4 条第 4 項に定める手順に従う。

（単位育成会の運営）

第 4 条 本会は、単位育成会を運営するため、必要に応じてそれぞれの単位育成会ごとに、次の役職をおく。

- （1）ブロック長 1 名
- （2）その他、単位育成会を構成する会員と協議の上で、必要な役職をおくことができる。

2 《削除》

3 単位育成会は、連絡員が中心となって、次に掲げる活動を企画し、実施することができる。

- （1）資源回収（リサイクル）やバザー、地域のお祭り等への出店
- （2）夏休みのラジオ体操や学校施設を使ったプール遊び
- （3）歓送迎会やお楽しみ会、ボウリング大会、クリスマス会
- （4）地域の催しや取り組みへの参加、地域美化運動（清掃活動）

(5) その他、地元自治会との連携や単位子ども会活動に資する活動

- 4 単位育成会の再編成を行う場合、ブロック長は単位育成会を構成する連絡員もしくは会員と協議の上、対象家庭数の過半数の賛成をもって、単位育成会の分割もしくは統合に関するブロック再編案を支部長に提案する。支部長は必要に応じて関係する他の支部長と協議の上で運営委員会に提案し、運営委員会においてブロックの再編を決することができる。

(支部の編成基準)

第5条 本会は、校外における児童の交通安全や生活指導等の健全育成の活動単位として、隣接する複数のブロックで構成する支部を編成する。

(校外役員等の選出)

第6条 本会は、北秋津小学校PTA運営細則（以下、「運営細則」という。）第13条に基づき、本会の校外役員をそれぞれ支部より選出する。

(本規程の改廃)

第7条 本規程の改正および廃止は、会則第25条の定めによる。

附 則

第1条 本規程は、平成21年4月24日に成立し、平成23年4月1日より効力を発する。

2 平成24年11月29日、本規程第3条の一部を改正し、同日より施行する。

3 平成26年11月26日、本規程第3条の一部および第4条第4項の一部を改正し、同日より施行する。

4 令和5年5月10日、本規程第4条の一部を改正し、同日より施行する。

(移行措置)

第2条 《削除》

北秋津小学校区子ども会育成会 会則

一般

（名称及び事務所）

第1条 この会は北秋津小学校区子ども会育成会（以下、「校区育成会」という）と称し、事務所を北秋津小学校におく。

（目 的）

第2条 校区育成会は、北秋津小学校区における子ども会活動の健全なる育成を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 校区育成会の事業は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）各地区育成会相互の連絡提携ならびに情報交換
- （2）関係機関ならびに諸団体との連絡協議
- （3）子ども会発展に必要な講習ならびに研修
- （4）その他、育成会の目的達成に必要な活動

（組 織）

第4条 校区育成会は、北秋津小学校PTA会員ならびに北秋津小学校区の子ども会活動に理解があり、校区育成会の趣旨に賛同する地域の会員を以って組織する。校区育成会の運営は、北秋津小学校PTAの校外育成委員会が中心となつて行う。

（役 員）

第5条 校区育成会には、次の役員をおく。

- （1）会長 1名 （原則として校外育成委員長が兼任）
- （2）副会長 若干名 （うち1名は、原則としてPTA会長が兼任）
- （3）書記 1名 （校外育成副委員長が兼任）
- （4）会計 2名 （校外育成委員会会計が兼任）
- （5）監査 3名 （PTA監査委員が兼任）
- （6）その他必要に応じて役員をおくことができる。

（役員選出）

第6条 役員は会員より選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の任務）

第7条 役員の任務は次の各号のとおりとする。

- （1）会長は、会を代表し会務を総理する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
- （3）書記は、会議の記録と文書の保存にあたる。
- （4）会計は、会の経理にあたる。
- （5）監査は、会計を監査する。

（会 議）

第8条 会議の開催は次の各号のとおりとする。

- （1）会議は会長が招集する。
- （2）会議は毎年1回以上定期的または必要に応じて随時開くことができる。
- （3）総会では、次の事項を審議する。

- ① 事業及び決算の報告
- ② 事業計画、予算、役員の承認
- ③ 校区育成会則その他の変更事項
- ④ その他校区育成会の運営に必要な事項

(4) 議事は出席者の過半数の同意を得て決定する。

(会 計)

第9条 校区育成会の経費は、次の収入を以ってあてる。

- (1) 交付金
- (2) P T Aからの助成金（校外育成委員会の活動費）
- (3) その他

(会計年度)

第10条 校区育成会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(そ の 他)

第11条 その他、この校区育成会則で規定するもののほか校区育成会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮りこれを決める。

(改 正)

第12条 この校区育成会則は、総会において役員および出席者の過半数の同意を以って改正することができる。

附 則

この校区育成会則は、昭和53年 6月24日より施行する。

この校区育成会則は、昭和55年 5月17日に一部を改正し同日より施行する。

この校区育成会則は、平成 4年 4月22日・23日・25日に一部を改正し同日より施行する。

この校区育成会則は、平成 8年 4月 1日に一部を改正し同日より施行する。

この校区育成会則は、平成11年 4月16日に全面改正し同日より施行する。

この校区育成会則は、平成21年 4月24日に全面改正し同日より施行する。

この校区育成会則は、平成30年 5月 7日に一部を改正し、同日より施行する。

北秋津小学校区子ども会育成会 細則

一般

北秋津小学校区子ども会育成会（以下、「校区育成会」という）は、校区育成会則第 11 条に基づき、校区育成会の運営に必要な事項について、北秋津小学校区子ども会育成会 細則を次のとおり定める。

（子ども会活動）

第 1 条 校区育成会則第 2 条に定める子ども会活動とは「異年齢集団による様々な遊びや生活体験・自然体験を通じて、社会の一員として必要な知識を学ぶこと、ならびに、子どもたち自身が計画を立て役割を決めるなど、子どもたちが自主的に活動する教育活動」のことをいう。

（会長の選出）

第 2 条 校区育成会の会長は、原則として校外育成委員長が就任することとする。

2 校区育成会の会長は、校区育成会則第 8 条に定める会議の承認を経て、その職務の一部を校区育成会則第 5 条に定める役員に委任することができる。

（安全会）

第 3 条 校区育成会の会員は、安全会に任意で加入することとする。

2 安全会の窓口等は校区育成会則第 5 条に定める書記が担当する。なお、支部および単位子ども会育成会の活動における安全会の加入手続きについては、PTA の副支部長に担当する職務の一部を委任する。

（総会審議事項）

第 4 条 校区育成会則第 8 条に定める総会の審議事項は、PTA の総会における校外育成委員会に関する事項と兼ねることとする。

（所子連への加盟）

第 5 条 校区育成会は、所沢市子ども会育成会連絡協議会（以下、「所子連」という）に加盟する。

（細則の改廃）

第 6 条 この校区育成会細則の改正および廃止は、校区育成会則第 12 条の定めによる。

附 則

この校区育成会細則は、平成 21 年 4 月 24 日より施行する。

この校区育成会細則は、平成 30 年 5 月 7 日に一部を改正し同日より施行する。

北秋津小学校 P T A 個人情報保護規程

一般

第1章 総 則

第1節 通則

(目 的)

第1条 この規程は所沢市立北秋津小学校 P T A(以下「P T A」という。)において、個人情報の適切な取扱いに必要な事項を定めることにより、次にあげる P T A の適正かつ円滑な業務運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的とする。

- (1) P T A 活動・各支部活動名簿作成のため
- (2) 会費納入管理のため
- (3) 活動における行事等の案内、参加確認、傷害保険等への加入のため
- (4) 会員からの問い合わせに対応するため
- (5) 活動の企画・検討のため
- (6) 役員・委員の選考選出のため
- (7) 役員・委員の連絡網作成のため

(取得する個人情報)

第2条 本会は、次の個人情報を第1条に定めた利用目的を示した上で会員より取得する。ただし、(6)については役員・委員のみ取得する。

- (1) 氏名
- (2) 児童氏名
- (3) 児童クラス
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) メールアドレス

(定 義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、住所その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (3) 「役員・委員」とは、本会において P T A の業務に従事している者をいう。
- (4) 「法」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をいう。
- (5) 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)をいう。

第2節 個人情報の管理責任体制等

(個人情報保護責任者等)

第4条 P T A に、個人情報保護責任者及び個人情報責任者を置く。

- 2 個人情報保護責任者には、本部副会長2名をもってこれに充てるものとする。但し内1名は教頭とする。
- 3 個人情報責任者には、各委員会・支部における長がその任に当たる。

（個人情報保護責任者等の任務）

第5条 個人情報保護責任者は、PTAにおける個人情報の取得及び個人情報の保護管理に関する業務を統括整理するとともに、個人情報の適切な取扱いに必要な適切な措置を講じて、それを徹底する。

- 2 個人情報責任者である長は、当該委員会・支部における個人情報の取得及び個人情報を適切に管理する任に当たり、個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ、個人データの安全確保に努めなければならない。

（個人データの適切な管理のための連絡及び調整）

第6条 個人情報保護責任者は、個人データの管理に係る重要事項の審議、決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、運営委員会にて報告し、必要に応じて当該事項について適切な措置を講じるものとする。

第3節 役員・委員の責務

（役員・委員の責務）

第7条 役員・委員は、法の趣旨に則り、関連する法令、政令及び規程等の定め並びに個人情報保護責任者及び個人情報責任者の指示に従い、個人データを取り扱わなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

第1節 個人情報の保有・取得等

（個人情報の保有の制限等）

第8条 PTAは、個人情報の保有に当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 PTAは前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」をいう。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

- 3 PTAは、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはいけない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第9条 PTAは、偽りその他の不正な手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第10条 PTAは、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データが過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。万が一、個人データの内容に誤り等を発見した場合には、当該個人データを管理する個人情報保護責任者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

第2節 個人データの安全確保等

(安全確保)

第11条 個人情報責任者である長は、本規定に定めるところにより、当該委員会・支部における個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの適切な管理のために必要な措置を講じ個人データの安全確保に努めなければならない。

(外部持ち出し等の制限)

第12条 役員・委員は、業務上の目的で個人データを取り扱う場合であっても、個人データが記録されている媒体の外部への送信、送付又は持ち出しについては、当該個人データを管理する個人情報保護責任者の指示に従い行なわなければならない。

(保有個人データの破棄)

第13条 当該個人データが不要となった場合には、遅滞なく、当該個人データの復元又は判読が可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

第3節 役員・委員の義務及び利用提供の制限等

(役員・委員の義務)

第14条 個人情報の取扱いに従事する役員・委員又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用の制限)

第15条 役員・委員は、原則として、また法令に基づく場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(第三者提供の制限)

第16条 役員・委員は次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4節 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第17条 個人データの漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った役員・委員は、速やかに当該個人データを管理する個人情報保護責任者に報告しなければならない。

- 2 個人情報責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 個人情報責任者は、発生した事案の経緯、被害状況等を調査し、個人情報保護責任者に報告しなければならない。

- 4 個人情報保護責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を会長に速やかに報告しなければならない。
- 5 個人情報保護責任者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

第3章 個人情報保護窓口の設置等及び苦情処理

(個人情報保護窓口の設置等)

第18条 個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として個人情報保護相談窓口（以下「相談窓口」という）を運営委員会に置き、PTAにおける個人情報の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

(苦情処理)

第19条 個人情報保護責任者又は個人情報責任者は、本部及び委員会・支部における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(保有個人データの開示)

第20条 PTAは本人から当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められた場合は、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。

2 PTAは、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合

(2) 他の法令に違反することとなる場合

(保有個人データの訂正等)

第21条 PTAは、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応じることとする。

附 則

この規程は、平成29年9月26日から施行する

参加の手引き

北秋津小学校 P T A

編集：北秋津小学校 P T A 本部役員

作成：令和 6 年 5 月 8 日

不備等ありましたら P T A 本部までご一報下さい。